

## ユーザー代行車検を受検した自動車の分解整備に関するアンケート調査

### 1. アンケートの対象となる自動車ユーザー

以下の条件をすべて満たすユーザーを対象とし、無作為に抽出します。

- ① 平成30年5月から6月(軽自動車にあっては8月から9月)に車検を受検したもの
- ② 車検申請時に、点検整備記録簿を提示したもの
- ③ 受検形態が「その他(使用者以外の者により受検が代行された場合)」のもの

[受検種別]	指定整備車・持込検査車
[検査時の点検整備実施状況]	点検整備記録簿記載あり・点検整備記録簿記載なし
[受検形態]	指定整備工場・認証整備工場・使用者 その他(使用者以外の者により受検が代行された場合)

### 2. アンケートの内容

- ① 点検整備記録簿の保管状況
- ② 定期点検整備における交換部品
- ③ 定期点検整備の実施者
- ④ 車検の依頼先の形態                      など

### 3. 調査実施期間

平成31年1月下旬にアンケートを送付、平成31年2月末までにアンケートを回収

点検整備や分解整備事業に関する「よくあるご質問」はこちらで確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001201888.pdf>

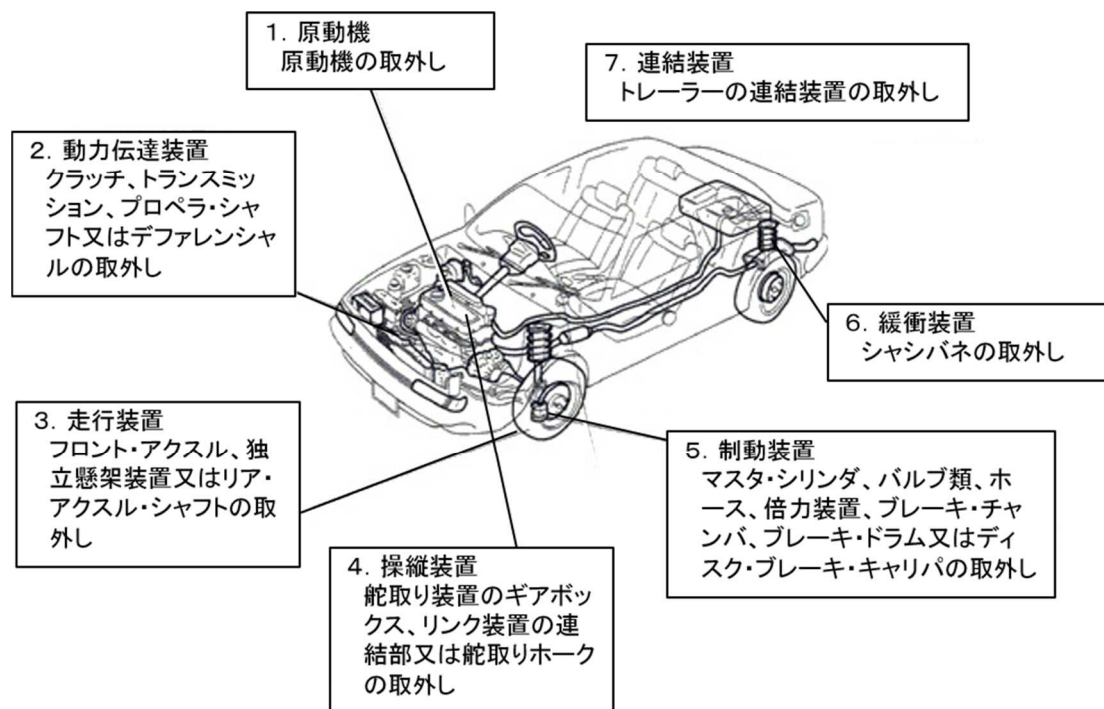
(参考) 「分解整備」と「認証工場」

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいいます。

【道路運送車両法第 49 条第 2 項】

(国土交通省令に規定する分解整備の内容は以下参照)

### 分解整備の例



自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならないとされています。【道路運送車両法第 78 条】

地方運輸局長は、申請に基づき、一定の規模の作業場と作業機械、分解整備に従事する従業員(自動車整備士)を有する工場に対し、自動車分解整備事業の認証を行います。認証工場には、次の標識が掲げられております。



認証工場に車検を依頼した場合、認証工場は、自動車ユーザーに代わり、必要な点検整備を行った上で、運輸支局、自動車検査登録事務所等(いわゆる「車検場」)に車両を持ち込んで検査を受けます。